清掃委託特記仕様書

1. シャワー室(更衣室を含む)は、床、タイル、壁面を清掃すること。

2. 公衆電話及びインターホンは、化学雑巾等で塵払いすること。

3. 案内板、掲示板及び会議室の机等は、科学雑巾等又はハタキにより塵払いすること。

4. カーペット等は、電気掃除機により除塵し、ガム、しみ等を取り除くこと。

5. 汚れのひどいタイルカーペットは、交換すること。

6. 壁面は随時、ハタキまたは科学雑巾で清掃すること

7. アスファルト、コンクリート等は、掃いて清掃すること。

8. 毎日1回、給水栓の水に含まれる残留塩素の含有率及び水の色、濁り、臭い、味その他の異常の有無の検査を実施すること。

9. 可燃ごみは袋に入れて収集し、1ヶ所にまとめ週2回、不燃ごみは1ヶ所にまとめ適宜施設外へ搬出処理すること。

10. 体育室モップを適宜洗浄すること。